

令和 8 年 度

定期監査（前期）報告書

長野市監査委員

8 監査第45号
令和 8 年 8 月 31 日

長野市長
荻 原 健 司 様

長野市監査委員	下 平 嗣
同	川 上 馨
同	寺 沢 さゆり
同	北 沢 哲 也

定期監査（前期）の結果報告について

地方自治法第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する令和 8 年度定期監査（前期）の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により提出します。

第1 監査の種類

地方自治法第 199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいた定期監査と位置付け、令和8年4月7日から令和8年8月24日までの間、長野市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の対象

監査の対象及び審査期間は次表のとおりである。監査の範囲は令和7年度及び令和8年度における財務に関する事務及びその他の事務とした。

監 査 の 対 象	監 査 期 間
地域・市民生活部 松代支所 若穂支所 七二会支所 大岡支所 芹田支所 吉田支所 こども未来部 山王保育園 東部保育園 昭和保育園 豊野さつき保育園 豊野ひがし保育園 教育委員会 古牧小学校 長沼小学校 若槻小学校 徳間小学校 篠ノ井東小学校 篠ノ井西小学校 信里小学校 豊野西小学校 豊野東小学校 篠ノ井東中学校 篠ノ井西中学校 豊野中学校 中部公民館 朝陽公民館 柳原交流センター	令和8年4月7日から 令和8年8月24日まで

第3 監査の着眼点（評価項目）

全国都市監査委員会実務ガイドライン「監査等の着眼点」を基本とし、主な着眼点は次のとおりとした。

1 現金の取扱いについて

- (1) 収納金は適正に保管されているか。私金と混同していないか。
- (2) 収納金は遅滞なく金融機関へ払い込まれているか。
- (3) 領収印の保管及び取扱いは適正に行われているか。
- (4) 釣銭の金額、取扱い、保管は適正に行われているか。

2 収入事務について

- (1) 調定額の算定は適正か。計算に誤りはないか。
- (2) 調定の時期及び手続は適正か。
- (3) 調定漏れはないか。

- (4) 行政財産目的外使用について、貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。

3 契約事務について

- (1) 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 委託の相手方及び選考方法は適切か。
- (4) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- (6) 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」は有効に活用されているか。

4 支出事務について

- (1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 支出に先立って行う履行確認（確認検査）は適正に行われているか。

5 物品監理について

- (1) 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。
- (2) 貸付け、所管替え等の手続きは適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

1 書類監査

対象所属から提出された定期監査資料について、書類監査を実施した。

2 実地監査

現金・金券類の取扱状況並びに備品及び施設の管理状況について、実地監査を実施した。

3 説明聴取及び質疑

所属長及び所属長の指定する職員が出席し、定期監査資料等に基づき説明聴取を実施した。

第5 監査の結果

前記の方法により監査した限り、その重要な点において監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

一部に改善を要する事例が見受けられたため、次のとおり指摘する。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促した。

1 収入事務について

(1) 徴収事務を適正に行うべきもの

自動販売機電気料の実費相当額の算出に当たり、支所が入居している施設と電力会社との間で契約しているプランとは別のプランの料金単価を用いて算出していたため、算定結果に誤りが生じ、過徴収となっていた。

適正な徴収事務を行われたい。

【吉田支所】

2 支出事務について

(1) 補助金交付事務を適正に行うべきもの

支所発地域力向上支援金について、市支所発地域力向上支援金交付要綱及び募集要項（以下「交付要綱等」という。）では、交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼を補助対象外経費としているところ、交付対象者の構成員に対して紙芝居作成費、文書作成費、調査費等という名目で謝礼を支出し、これらを補助対象としていた。

交付要綱等に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。

【松代支所】

3 物品管理について

(1) 物品の管理を適正に行うべきもの

市財務規則に基づき備品使用簿に記録されている備品のうち、廃棄手続を行わないまま廃棄されている事例が散見された。

規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【大岡支所 朝陽公民館】

(2) 郵便切手等の管理を適正に行うべきもの

ア 支所宛てに配達されたお年玉付年賀はがきの景品として交付を受けた切手シート及び返信用封筒に貼付したものの使用されずに返却された郵便切手について、受払簿に記載せず、簿外で管理していた。

これらの切手も市の財産であることから、受払簿に記載した上で管理することが適当である。

郵便切手について、適正に管理されたい。

【松代支所】

イ 金庫内に経緯不明の郵便切手及び収入印紙が残置されていた。

残置されていた郵便切手及び収入印紙については、発生経緯を特定するための調査を十分に行った上で、受払簿に受入処理を行う等の適切な対応を検討されたい。

また、同様の事案が発生しないよう、整理状況を定期的に確認する等、金庫の管理を適切に行われたい。

【松代支所】

ウ 郵便切手について、購入枚数、使用枚数、差引きの残数等を受払簿に記載すべきところ、購入当日に全て使用した場合に、受払簿の記載をしていなかった。

郵便切手について、適正に管理されたい。

【七二会支所】

4 施設管理について

(1) 施設の使用等の許可事務を適正に行うべきもの

朝陽公民館の敷地内にある公衆電話ボックスについて、行政財産の使用許可を受けずに土地を使用させていた。また、使用料減免の申請を受けずに無料で使用させていた。

市市有財産条例及び市財務規則に基づき、適正な許可事務を行われたい。

【朝陽公民館】

5 団体事務について

(1) 預金通帳と届出印の管理を適正に行うべきもの

市職員が会計事務を行っている団体について、預金通帳と届出印を同一職員が管理していた。

預金通帳と届出印は、管理者を分け、現金の引き出しの際は複数人による確認を行うよう徹底されたい。

【松代支所】

6 その他

(1) 就学援助費の代理受領に係る事務を適正に行うべきもの

就学援助について、市就学援助実施要綱では、就学援助の認定を受けた児童等の保護者（以下「被認定者」という。）は、就学援助に係る物品又は金銭の受領に関する事務を学校長に委任することができると定め、学校長は、委任に基づき代理受領した就学援助に係る金銭（以下「就学援助費」という。）を学用品費等に充当する場合がある。

この場合に学校長は、年度末に就学援助費の学用品費等への充当状況を被認定者に対し文書で示し、被認定者から署名及び確認日の記入を受けることとされているが、当該署名及び確認日の記入を被認定者の同居親族から受けていた。

また、学用品費等に充当した後の就学援助費に残金が生じた場合には、被認定者に残金の返還を行うこととしているが、被認定者の同居親族に残金を返還していた。

本来被認定者で行うべき事務のやり取りを被認定者以外の者で行う必要がある場合には、後々のトラブルを予防するためにも、事前に被認定者から委任状を徴する等、就学援助費の代理受領に係る事務を適正に行われたい。

【豊野中学校】

(2) 就学援助費に係る出納処理を適正に行うべきもの

就学援助費を学校長が代理受領した場合の出納処理について、学校長代理受領口座（学校長が就学援助費等を代理受領するために開設した口座をいう。）に入金された就学援助費を全額引き出し、常時現金で管理し、出納処理を行っていた。

事故防止の観点から、極力口座を介した出納処理とし、現金による出納処理が必要な場合には、その都度必要な額を引き出すよう事務を改善されたい。

【豊野中学校】

(3) 学校長が代理受領した金銭の管理を適正に行うべきもの

就学援助費等の学校長が代理受領した金銭について、学校で管理する他の会計の残高が不足したことから、当該会計に一時的に流用されていた。

一時的な措置とはいえ、学校長が代理受領した金銭を目的外に流用することは適当ではない。適正な管理を行われたい。

【篠ノ井東中学校】

第6 意見

1 公民館の使用料の算出について

市公民館条例では、目的外使用許可を受けて公民館を使用する者は、使用する部屋の面積に応じて決められた使用料を納付しなければならないとされているが、ふすま等で2つに分かれている部屋のふすま等を開放し1つの部屋として一体的に利用する場合の使用料について、公民館により次の異なる2つの取扱いが存在していた。

- ① 2つの部屋の面積を合算した上で、その合算した面積に応じて使用料を決定しているもの
- ② 2つの部屋のそれぞれで面積に応じた使用料を計算した上で、それぞれの使用料を合算して使用料を決定しているもの

同一の条例の規定に基づき使用料を算定するものについて、公民館により取扱いが異な

ることは公平性の観点や事務取扱上課題がある。

使用料の算定方法の統一について検討されたい。